防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十五条第一号ロに掲げる鳥類に限る。）を除く。）の栄養に供することを目的として使用される物をいう。以下同じ。）に限る。）		
四　（略）	（略）	
五　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）	中心温度を三分間以上摂氏百二十一度一分以上に保つこと又はこれと同等の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。	
六　（略）	（略）	
三～五　（略）		

（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の一部改正）

第二条　平成二十九年農林水産省告示第三百六号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後		
家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び第三欄に定める物を除く。）とする。		
第一欄	第二欄	第三欄
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物	一～六　（略） 七　肉又は臓器を原料とする加工品及びその容器包装（前号に掲げる物を除く。）	一～七　（略） 八　肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフード（動物（偶蹄類の動物、馬又は家きん（規則第四十五条第一号ロに掲げる鳥類に限る。）を除く。）の栄養に供することを目的として使用される物をいう。以下同じ。）を除く。）のうち第三号から第六号までに掲げる肉又は臓器を原料とするもの及びその容器包装

改正前		
家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。		
第一欄	第二欄	第三欄
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	一～六　（略） （新設）	一～七　（略） （新設）